

令和8年 第6回別海町教育委員会 会議録

- 1 開催日時 令和8年5月13日（水）
10時00分から10時20分まで
- 2 開催場所 別海町役場4階第2・3委員会室
- 3 出席者（5名）

教育長	相澤要
教育委員	河原宣孝
教育委員	鈴木桃子
教育委員	森野志保
教育委員	石川貴工
- 4 出席職員（16名）

教育部長	田畑直樹
指導主幹	稲村和典
指導主幹	野口泰秀
教育部次長	角川具哉
学務課主幹	木幡友哉
学校教育課長	橋本達也
学校教育課主査	真籠美香
生涯学習課長	立澤雅彦
生涯学習課主査	津田真太郎
生涯学習センター長	恒川敦史
中央公民館副館長	今野学
西公民館長	竹中利哉
西公民館副館長	竹本誠
東公民館長	門間勝司
図書館長	堺啓
郷土資料館長	石渡一人

- 5 議事日程
- 議案第1号 別海町教育支援委員会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第2号 別海町生涯教育研究所所員の任命及び委嘱について
- 議案第3号 別海町中央公民館上風連分館活動推進委員会委員の委嘱について
- 議案第4号 別海町中央公民館中西別分館活動推進委員会委員の委嘱について
- 議案第5号 別海町中央公民館本別海分館活動推進委員会委員の委嘱について
- 議案第6号 別海町中央公民館中春別分館活動推進委員会委員の委嘱について
- 議案第7号 別海町西公民館上春別分館活動推進委員会委員の委嘱について

教育長
(相澤要君)

－【開 会】－

ただいまから、令和8年第6回別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は5名です。

別海町教育委員会会議規則第5条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。

開会にあたり私から一言ご挨拶申し上げます。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

新聞報道等でご存じのことと思いますが、4月29日に春の叙勲が発表され、元校長そして本町の元教育長、山口長伸氏が瑞宝双光章を受章されました。

釧路新聞に掲載されたコメントの中に、悪いことをする子はいるが、悪い子はいないという信念で児童生徒の指導に当たってきたという言葉がありました。

私も同じことを時々口にしますが、これは広陵中学校に勤務していた時に、教頭をされていた山口氏からご教授いただいたものです。

当時、学校は大変な状況でしたが、教職員が合言葉にして生徒指導をしていたことが思い出されます。

叙勲については、2020年以降では、5名の校長先生が受賞されています。

近年、文化やスポーツ分野で別海町出身者が活躍しているのは、こうした先輩方が築いてこられた社会教育と学校教育が土台になっているからだということを改めて実感しております。

これからも地道ではあっても 町民の学びを一步一步進めることで、別海町の学びの木を成長させたいと考えております。

それでは、本日の日程に入ります。本日は、議案が7件ございます。よろしくお願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

教育長
(相澤要君)

日程第2 前回会議録の承認に入ります。

令和8年第5回の会議録につきまして、事前に各委員の皆様には事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がありましたら発言をお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

なければ承認することとしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長
(相澤要君)

第5回の会議録について承認することといたします。

－【報 告】－

教育長
(相澤要君)

日程第3 報告に入ります。

4月17日に開催しました令和8年第5回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について、事務局から報告をお願いします。

はい、田畑部長。

教育部長
(田畑直樹君)

それでは、お手元の資料により抜粋して報告させていただきます。

第5回教育委員会議を開催以降、本日までの行事や実施事業等になります。

4月17日、別海町文化連盟定期総会が開催され、教育長が出席しております。

4月21日、第48回別海町パイロットマラソン第1回実行委員会が開催され教育長及び関係職員が対応しております。

4月23日、令和8年度別海町酪農後継者を育てる会総会が開催され教育長及び関係職員が出席しております。

5月11日、別海町スポーツ協会スポーツ功労賞表彰式並びに評議員会が開催され教育長が出席しております。

本日、第6回教育委員会議となっております。

以上で報告を終わります。

－【議 事】－

教育長
(相澤要君)

それでは、日程第4 議事に入ります。

議案第1号別海町教育支援委員会設置条例施行規則の一部を改正

学校教育課主査
(真籠美香君)

する規則の制定について、事務局から説明願います。

はい、真籠主査。

議案第 1 号別海町教育支援委員会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

議案書の 1 ページをお開きください。

本規則は別海町教育支援委員会設置条例の施行に関し必要な事項を定めるものです。

これまで、各委員から、情報共有と特別支援教育の円滑な実施のため、町内認定こども園の教諭や保育士の方々にも委員として参加してほしいとの要望があったことから、所要の改正をするものです。

議案本文の朗読は省略し、改正内容について、別冊の議案資料の新旧対照表で説明します。

資料の 1 ページをお開きください。

新旧対照表ですが、右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正内容については、改正後の欄で説明いたします。

第 2 条第 3 号各学校区の小中学校の教諭のほか、町内認定こども園の教諭又は保育士を追加するものです。

なお、附則として、本規則は公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしております。

以上で議案第 1 号の内容説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第 1 号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第 1 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第 1 号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第 2 号別海町生涯教育研究所所員の任命及び委嘱について、事務局説明をお願いいたします。

はい、津田主査。

生涯学習課主査
(津田真太郎君)

議案第 2 号別海町生涯教育研究所所員の任命及び委嘱について説明いたします。

議案書 2 ページ及び 3 ページをお開き願います。

当該研究所は、別海町生涯教育研究所設置条例に基づき、教育委員

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

中央公民館副館長
(今野学君)

会の附属機関として置くこととされており、その委員は同条例及び同条例施行規則に基づき、町内の教育機関及び行政機関の職員から任命及び委嘱することとされています。

本案につきましては議案の朗読は省略し、議案書３ページの別紙にて説明させていただきます。

令和７年４月１日から令和９年３月３１日までの２年間、任命または委嘱させていただきました委員のうち３名について、人事異動等の理由によりその職を、辞任したい旨の届け出がありましたことから、その後任として、３ページ別紙のとおり新たに任命及び委嘱するものであります。

任期は前任者の残任期間である令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの１年間となります。

以上で、議案第２号の内容説明を終わります。

議案第２号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

(「なし」の声あり)

御質問等がなければ採決いたします。

議案第２号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第２号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第３号別海町中央公民館上風連分館活動推進委員会委員の委嘱について、以下第６号までは関連がありますので一括して事務局説明をお願いいたします。

はい、今野副館長。

議案第３号から議案６号までの別海町中央公民館分館活動推進委員会委員の委嘱について、説明させていただきます。

本案は、いずれも別海町公民館設置及び管理等に関する条例第８条により設置されています上風連、中西別、本別海分館活動推進委員会委員が２年の任期を本年３月３１日をもって満了したことにより委員を委嘱するものです。

また、中春別分館活動推進委員会委員については、地区の役員変更に伴い委員を辞職されたことから、新たに１名の委員を委嘱するものです。

なお、任期については、上風連、中西別、本別海が令和８年４月１日から令和１０年３月３１日、中春別は前任者の残任期間である令

和8年4月1日から令和9年3月31日となっております。

各議案の朗読は省略させていただきます。

はじめに、議案書4ページをお開き願います。

議案第3号別海町中央公民館上風連分館活動推進委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

今回委嘱する委員は、議案書5ページに示しておりますとおり、5名が再任、2名が新任の計7名となっております。

5ページ一覧表中段になります、河嶋和也氏については、平成30年4月1日から令和4年3月31日の4年間委員として在任しており、このたび改めて再任となりました。

次に新任の方で、同じく一覧表下段になります、山口裕子氏、齊藤皓氏の2名となります。

いずれの方々も上風連地区において酪農業を営まれている方であります。

次に、議案書の6ページをお開き願います。

議案第4号別海町中央公民館中西別分館活動推進委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

今回委嘱する委員は、議案書7ページに示しておりますとおり、6名が再任となっております。

続きまして、議案書の8ページをお開き願います。

議案第5号別海町中央公民館本別海分館活動推進委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

今回委嘱する委員は、議案書9ページに示しておりますとおり、7名が再任となっております

最後に、議案書の10ページをお開き願います。

議案第6号別海町中央公民館中春別分館活動推進委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

本議案につきましては、これまで7名で構成しております委員のうち1名の方が、地区役員の変更に伴い、本年3月31日をもって委員を辞職されたことから、新たに委嘱するものです。今回、新たに委嘱する委員は、門間賢人氏で、豊原地区において酪農業を営まれている方です。

以上で、議案第3号から議案第6号の内容説明を終わります。

議案第3号から議案第6号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けします。

(「なし」の声あり)

御質問等がなければ採決いたします。

教育長
(相澤要君)

教育長

(相澤要君)	議案第 3 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	異議がないようですので、議案第 3 号について原案のとおり決定することといたします。 続きまして、議案第 4 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	異議がないようですので、議案第 4 号について原案のとおり決定することといたします。 続きまして、議案第 5 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	異議がないようですので、議案第 5 号について原案のとおり決定することといたします。 続きまして、議案第 6 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
教育長 (相澤要君)	異議がないようですので、議案第 6 号について原案のとおり決定することといたします。 続きまして、議案第 7 号別海町西公民館上春別分館活動推進委員会委員の委嘱についてについて事務局説明をお願いいたします。 はい、竹本副館長。
西公民館副館長 (竹本誠君)	続きまして、議案書 1 1 ページ議案第 7 号別海町西公民館上春別分館活動推進委員会委員の委嘱について、内容を説明いたします。 本件は、上春別分館活動推進委員会委員の任期が令和 8 年 3 月 31 日で満了したことに伴い、別海町公民館設置及び管理等に関する条例第 8 条の規定により、新たに委嘱するものです。 委嘱する方について議案書 1 2 ページに示してありますとおり、再任 4 名、新任 2 名の計 6 名となります。 なお、新任の 2 名につきましては、本年 4 月 1 日付の教職員人事異動により、上春別小学校及び上春別中学校に着任された教頭であり、それぞれ委員として委嘱するものです。 任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。 以上で議案第 7 号の内容説明を終わります。
教育長	議案第 7 号について内容説明が終わりましたので、御質問御意見

(相澤要君)	等がありましたら、お受けします。
	(「なし」の声あり)
教育長	御質問等がなければ採決いたします。
(相澤要君)	議案第7号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
教育長	異議がないようですので、議案第7号について原案のとおり決定することといたします。
(相澤要君)	
	－【その他】－
教育長	それでは日程第5その他に入ります。
(相澤要君)	事務局から何かありませんでしょうか。
	(「なし」の声あり)
教育長	その他、委員の皆様からありませんか。
(相澤要君)	(「なし」の声あり)
教育長	それでは以上で、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。
(相澤要君)	これをもって令和8年第6回教育委員会議を閉会いたします。
	皆様大変お疲れ様でした。
	－【閉 会】－